

## 健康保険「任意継続加入」について

関ヶ原石材健康保健組合

健康保険の任意継続の制度は、次のようにになっておりますので、ご検討の上加入手続きをお願いします。

### 記

**加入できる方** 資格喪失（退職の翌日）前、継続した被保険者期間が2ヶ月以上必要です

**届け出は** 資格喪失日から20日以内に「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を提出してください（**20日以内健保必着**）

**加入期間** 2年間

被保険者期間は、退職日の翌日から2年経過した日までです

但し、次のいずれかの事由に該当したときは任意継続の資格を喪失します

- ① 保険料を滞納したとき
- ② 再就職、他の健康保険等に加入したとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得したとき
- ⑤ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき  
(申し出が受理された日の属する月の翌月1日資格喪失)

**保険料の納付** 每月分をその月の1日から10日までの間に納付してください

※ 10日が土・日・祝日・金融機関の休日のときは、あくる日までに納付してください（納付書をご確認ください）

初回は、申請時に納めてください

**保険料額** 退職時の標準報酬月額によって決められ、全額自己負担となります

◇ 住所・氏名・被扶養者等に変更が生じたときは、5日以内に届け出てください

上記のことについて十分検討し、承知した上で任意継続被保険者制度に加入します

令和 年 月 日 (※資格喪失日以降の日付をご記入ください)

申請者 住 所

氏 名